

災害拠点精神科病院の指定について

1 災害拠点精神科病院について

(1) 災害拠点精神科病院とは

- 次の機能を有し、24 時間対応可能な緊急体制を確保することにより、災害時における精神科医療の提供において中心的な役割を担う精神科病院
 - ・ 医療保護入院や措置入院等の精神保健福祉法に基づく精神科医療を行うための診療機能
 - ・ 精神疾患を有する患者の受入れや、一時的避難場所としての機能
 - ・ D P A T の派遣機能
- 国の整備方針
各都道府県に一カ所以上の整備

(2) 山口県の整備状況

現在、県内に災害拠点精神科病院は、整備されていない。

2 山口県立こころの医療センターの指定について

山口県立こころの医療センターから災害拠点精神科病院の指定申請があり、**次のおり災害拠点精神科病院の指定要件を満たしていることから、本県における災害時の精神科医療提供体制を強化するため、山口県立こころの医療センターを災害拠点精神科病院に指定**することとしたい。

(1) 要件の確認

裏面のとおり

(2) 今後の予定(医療審議会の承認が得られた場合)

- R 3. 2 下旬 各市町及び関係機関へ意見照会
- R 3. 3 下旬 山口県立こころの医療センターを災害拠点精神科病院に指定

災害拠点精神科病院指定要件一覧		適否	備考
運 営 体 制	①24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の精神科医療の必要な患者の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有する。	○	
	②災害発生時に、被災地からの精神科医療の必要な患者の受入れ拠点にもなる。	○	
	③災害派遣精神科医療チーム（DPAT）を保有し、その派遣体制がある。また、災害発生時に他の精神科医療機関のDPATその他の医療チームの支援を受け入れる際の体制を整えている。	○	
	④指定病院の基準（平成8年厚生労働省告示第90号）に適合した精神科指定病院又は当該告示の基準を満たす精神科病院である。	○	
	⑤整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施している。	○	
	⑥地域の精神科医療機関及び医療関係団体とともに定期的な訓練や災害精神科医療に関する研修を実施している。また、災害時に地域の精神科医療機関への支援を行うための体制を整えている。	△ (注)	訓練及び研修は令和3年度以降に実施
施 設 及 び 設 備	①施設 ア 病棟（病室、保護室等）、診療棟（診察室、検査室、レントゲン室等）等精神科診療に必要な部門を設ける。	○	
	イ 診療機能を有する施設は耐震構造を有する。	○	
	ウ 自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておく。	○	
	エ 適切な容量の受水槽の保有等により、災害時の診療に必要な水を確保する。	○	
	オ 一時的に多くの患者を受け入れる場合を想定し、病院敷地内もしくは病院近接地に、患者の一時的避難場所を運営するための施設を前もって確保しておく。	○	
	②設備等 ア 衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備する。	△	令和3年度中に整備
	イ 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えている。	○	
ウ 被災地における自己完結型の医療に対応出来る携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等を有している。	△	一部、令和3年度中に整備	
エ 食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄するとともに、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておく。	○		

(注) 指定時点において指定要件を満たしていなくても、指定要件を満たす見込みがあれば指定可能である旨、厚生労働省に確認済。